株式の貸借取引

(賃借料が支払われるも

配当としての株式の交付

株式の現物配当(会社法に基づく剰余金

る「買付け等」

(金商法二七条の二第一項)

に該

以下のような取引は

公開買付規制におけ

2

## 実 務 問 答 金 商 法 第 1

# 公開買付規制における「買付け等」の該当

## 谷口 定 建 哉 央 弁護士

## 弁護士

ける者の意思に基づき行われたと評価されるも のについては、「買付け等」に該当する 取引の実態に照らして判断する必要がある。 株式の現物配当のうち、 株式の交付を受

# 公開買付規制における 「買付け等」

の意義

受け」および②「これに類するものとして政令 法二七条の二第一項)。 で定めるもの」をいうものとされている 「買付け等」とは、①「買付けその他の有償の譲 金商法上、 公開買付規制の適用対象となる (金商

旨を、会社支配権等に影響を及ぼすような証券 有償の譲受け」に該当するかが問題となる。 該当しないため 社株府令二条の二)、①にいう「買付けその他 金融庁は、わが国における公開買付規制の趣 (金商法施行令六条三項および他

貸借は、基本的に「買付け等」に該当しないが、

消費貸借は、「買付け等」に該当する。

賃

回答

他社株府令:発行者以外の者による株券等の公開

設問にある1・2の取引は、

いずれも②には

買付けの開示に関する内閣府会

金商法施行令:金融商品取引法施行令

金商法:金融商品取引法

本稿では、法令名について以下の略語を用

いる。

ある取引が消費貸借であるか賃貸借であるかは

金商法・実務研究会 飯田秀総 東京大学准教授 意味を解釈するに当たっては、 らなければならないことを義務づけるものであ ため、一定の証券取引について公開買付けによ るとともに、株主に公平な売却機会を付与する ると説明している(注一)。 そのため、「買付けその他の有償の譲受け」の

# る(注三)。 についての前記のような理解を踏まえて検討す

設問1について

ではなく、

わが国における公開買付規制の趣旨

規定の文言だけ

く、すべての既存株主に支配権の異動等に係る 価格で売却する機会を与えるという意味ではな の際に、発行会社のすべての既存株主に公正な ける「公平な売却機会」とは、 れていることからすると、 そうであるにもかかわらず「有償」 性・公正性を確保すべきようにも思われるが、 あれば公開買付規制の適用を及ぼしてその透明 会社支配権等に影響を及ぼすような証券取引で 鑑みれば、「有償」であるか否かにかかわらず、 償」と評価することができるかが問題となる。 対価として支払われるものではないため、「有 われるとしても、当該株式の経済的価値全体 そもそも前記のような公開買付規制の趣旨に まず、 株式の貸借取引において賃借料が支払 前記の制度趣旨にお 支配権の異動等 性が求めら

取引について透明性・公正性を確保する観点か

取引と同一の条件で取引に参加する機会を与え

ら、

当該証券取引に関する情報開示を徹底させ

次に、「譲受け」に該当するか否かについてで

開買付規制の対象とならない)。 引に参加する機会を与える意味がないため、公 い取引については、当該取引と同一の条件で取 の贈与のようないかなる意味でも対価を伴わな るという意味であると考えられる(注 (無償

価ではなかったとしても、 式貸借については、 取引を意味すると考えるべきであろう(注四)。 ようないかなる意味においても対価 るため、「有償」 有償」性が否定される取引とは、 このように考えると、 そうであるとすれば、公開買付規制におい 性は肯定される。 賃借料が株式それ自体の対 賃借料が支払われる株 対価を伴う 無償の贈与の を伴わない 、取引であ 7

> 取引は、 あるが、 る。 借取引の対象となる株式の所有権は借主に移転 量の株式を貸主に返還する義務を負うこととな し、借主は貸借期間経過後に同一 一般的と考えられており 法律的には消費貸借と解されることが 実務上広く実施されている株式の貸 (注五)、この場合、 種類・ 同一数 貸 借

株式の所有権が借主に移転することとなる以 ると考えられているため 取引は「譲受け」という文言に合致する。 上、少なくとも形式的には消費貸借による貸 的に法的地位や権利を移転させることを意味す また、 法律用語としての「譲渡」「譲受け」 公開買付規制の趣旨に照らしてみて (注六)、前記のように は、 般

> 券取引の透明性 に影響を及ぼす証券取引であるとして、 行使することが可能となる以上、 いといえよう。 対象となる株式について借主 ・公正性を確保する必要性 会社支配権等 が議決権等を 当該 が高

もって消費貸借による貸借取引が 権等の異動の期間が の大きさは必ずしも関連しないため、 権等の異動の期間と会社支配権等に与える影響 到来するようなケースを想定すると、 ず、また、仮に株式の保有期間が短い場合で 買付規制の適用の有無において考慮されておら の異動の期間が一時的であるということは公開 における取扱いをみても (注七)、 い。しかしながら、 する必要はないという見解も考えられ も限定的であるとして、 うことからすれば、会社支配権等に与える影響 類・同一数量の株式を貸主に返還する義務を負 いと考えられる。 に該当しないという結論が導かれるものではな あっても当該保有期間中に株主総会の基準日が この点について、 公開買付規制上の他の規定 貸借期 時的であることのみを 公開買付規制 別間経過: 会社支配権等 「買付け等 |後に同 会社支配 会社支配 なくはな の対象と

が想定されないものの、 け等」に該当すると考えられる これに対して、 以上より、消費貸借による貸借 実務上あまり利用され 注 る場

によって行うことも理論上は想定される。 株式の貸借取引を賃貸 面

# 実務問答金商法」掲載に当たって

を目的として、金商法法制と同法が適用される種々の分野の実務に精通した実務家が中心となっ照した上で合理的な解釈論を提示し、わが国における金商法実務のさらなる発展に貢献すること の論点について、 同法が関わる領域が広がっており、今までにない論点が生み出されている。 研究が蓄積されたように思われる。他方、近時の情報技術の革新や新たな社会経済的要請により、 豆の議論と交流が積み重ねられ、また幾度の法令改正を経て、 証券取引法が金融商品取引法となり、一〇年以上が経過した。 「金商法・実務研究会」 各種ガイドライン、Q&A、パブリックコメント回答など行政解釈も十分に参研究会」は、このような状況の下で、実務上の重要性が高く、悩ましい金商法上 それぞれの分野で多くの実務と その間には同法に関し、関係者

て立ち上げられた。 その成果である本連載企画 実務家メンバーである各執筆者がその見解を表すものである。や連載企画「実務問答金商法」は、研究会での議論と飯田秀総 研究会での議論と飯田秀総東京大学准 教授

による監修の上で、 原則として毎月一五日号の掲載を予定している。今後の連載にご期待いただきたい

編集部

の内容により定められるものと考えられる。となるが、使用権原の具体的内容は賃貸借契約ず、その使用権原のみが借主に付与されること貸借による場合、株式の所有権は借主に移転せ

このように株式の所有権が借主に移転しない

き取引であることも多いと思われる。 わらず、 そのものを返還しなければならないものとする うな場合には、会社支配権等に影響を及ぼす証 以上、形式的には賃貸借による貸借取引は、「譲 約の目的等に照らして実質的に判断すべきであ あるかは、 意味がないため、当事者間の合意の形式にかか た貸借取引においては、 議決権行使権限を与えることを主たる目的とし する必要がある取引といえる。 券取引といい得るため、 に照らして考えれば、 本的には 受け」という文言に合致するとはいい難く、基 (注九)。 主に議決権等を行使する権限が付与されるよ 当該貸借取引が消費貸借であるか賃貸借で もっとも、 公開買付規制上は消費貸借と評価すべ 「譲受け」に該当しないと考えられる 契約の名称等にかかわらず、 前述の公開買付規制の趣旨 使用権原の内容として、 借主が借り受けた株式 透明性・公正性を確保 思うに、 このよう 借主に 当該契

## 設門2につい

行われる時点では何らかの対価が支払われるも株式の現物配当についても、当該現物配当が

のでは 性が認められると考えられる(注一一)。 ついての前述の理解からは、 質を有するといえ(注一○)、「有償」の意味に るものであるため、 を含む会社法四五三条に基づく剰余金の配当 いても対価を伴わない取引とはいえず、 生じた地位に対して会社財産から支払いを受け は、株主という発行会社に対する出資によって か否かが問題となる。 ないため、その 出資に対する対価という性 しかしながら、 「有償」 いかなる意味にお 性が認められ 現物配当 「有償

のが国における公司で計れていては、発行している。のとは限らない。のとは限らない。とのとは限らない。というである。とも、株式の現物配当については、発行している。

を回避する観点より、 強いる結果を招きかねない。 付規制が適用されるとすれば、 思に基づかない株券等の取得についても公開買 らないこととされているため、 所有割合が一定の閾値を超える場合に、 えるのが相当である 用対象となる「買付け等」には該当しないと考 付け等自体を公開買付けにより行わなければな 公開買付制度と異なり)買付け等の後の株券等 い株券等の取得については、 わが国における公開買付規制は、 (注一二)。 取得者の意思に基づかな そのような不都合 公開買付規制の適 もし取得者の意 事実上不可能を 欧 当該買 州 型  $\mathcal{O}$ 

たような場合

行会社の機関決定に基づいて行われるものであしたがって、株式の現物配当についても、発

あり、以下は、類型的な整理である)。の意思に基づくものとして、「買付け等」に該当の意思に基づくものとして、「買付け等」に該当の意思に基づくものとして、「買付け等」に該当とは、通常は「買付け等」に該当しないと

- ① 取締役会決議に基づく現物配当の場合 ① 取締役会決議をおに現物配当がなされることを知って株式をちに現物配当がなされることを知って株式を
- (i)自ら株主総会に提案し、または、会社をしてそのような提案をさせたと評価でき、かつ、当該株主総会決議の結果を左右し得るような支配的な株主である場合(仮に当該株主総会決議に賛成の議決権を行使したとしても、そのことのみをもって「買付け等」に該事することにはならない)やii)近いうちに現物配当がなされることを知って株式を取得し

いと考えられる(注一四)。 もって「買付け等」に該当することにはならなの金銭分配請求権を行使しなかったことのみをの金銭、いずれのケースにおいても、会社法上

人編著『新しい公開買付制度と大量保有報告制案担当者らによる池田唯一=大来志郎=町田行注一) 各種の金融庁公表資料。また、法令の立

度』(商事法務、二○○七)二七頁参照。 度』(商事法務、二○○七)二七頁参照。 度』(商事法務、二○○七)二七頁参照。 度』(商事法務、二○一之)二七百多照。 度』(商事法務、二○一之)二七百多照。 度』(商事法務、二○一之)二七百多照。 度』(商事法務、二○一之)二七百多照。 度』(商事法務、二○一之)二七百多照。 度』(商事法務、二○一三)四三四頁)。

注三)これに対して、欧州の公開買付制度においては、会社の支配に変更がある場合、すべての株主に公正な価格で売却する機会が付与されるべきとの基本的な考え方が採用されており、その帰結として、閾値を超えた際の取得対価にかかわらず、一定価格以上の買付価格による公開買付けを行わなければならないこととされている(いわゆる最低価格規制)(三井秀範「欧州型の公開買付制度――わが国公開買付制度との比較の観点から」本誌一九一〇号(二〇一〇)比較の観点から」本誌一九一〇号(二〇一〇)

あるにもかかわらず)他の株主を取引に参加さかわらず(取引に参加する機会を与えるべきでかおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよそない場合(いかなる意味でも対価を伴がおよると、他の株主に取引に参加させる意味(注四)前記のような制度趣旨に対する理解を前

ということになる。ということになる。ということになる。のは、公開買付規制を及ぼすべないような場合には、公開買付規制を及ぼすべせることが物理的または法的にできないにすぎ

(注六) (注五) (ファリングにおいて割り当てられた新株予約権(注七) たとえば、コミットメント型ライツ・オ 版三 号 (二〇一二) 二六頁)。 ファリング上――開示規制関連」本誌一九六一 されている(小長谷章人=芝章浩「ライツ・オ 制の趣旨に反するとの観点に基づくものと説明 事実を無視する取扱いをすることは公開買付規 るにせよ現実に議決権の割合が高くなるという が元の割合に戻るとしても、たとえ一時的であ おいては行使期間の満了までに株券等所有割合 は、コミットメント型ライツ・オファリングに 株府令二条の二の二参照)。このような取扱 いる(金商法二七条の二第一項ただし書、 場合には、「買付け等」に該当することとされて 使に際して発行会社の有する株式が交付される 株式を株券等所有割合に算入する必要があり を行使した株主は、当該行使により交付される (他社株府令八条三項一号参照)、かつ、当該行 (有斐閣、二〇〇六) 一三七四頁。 岩原・前掲(注二)四二五 法令用語研究会編『法律用語辞典 他社 第三

しても、当該所有の期間がきわめて短期間であが一時的に当該株式を所有することとなったと様を行うような場面においては、当該証券会社株を行うような場面においては、当該証券会社が一時的に当該株式を所有することとなったとれば、証券会社がプライム注八) ただし、たとえば、証券会社がプライム

原貸主の間の貸借取引を仲介しているにすぎな当該消費貸借による貸借取引は実質的に顧客と切ないような場合も考えられる。このように、り、当該期間中に議決権等を行使する意向が一

ケースも存在すると考えられる。

みて「買付け等」に該当しないと解釈すべき

いものと認められるような場合には、

実質的に

(注九) このような結論は、消費貸借が「買付け(注九) このような結論は、消費貸借が「買付け等」に該当しないことは明なとしても「買付け等」に該当しないことは明たとしても「買付け等」に該当しないことは明らかであるため、賃貸借についても、公開買付めであるため、賃貸借についても、公開買付いところといえようか。

(注一一) 三井秀範=土本一郎編『詳説 公開買 (注一〇) 自ら発行会社に対して出資した当初 二〇一一)一九頁は、組合の解散に伴う残余の 付制度·大量保有報告制度Q&A』(商事法務、 あっても、その後に行われる現物配当の「有償」 与により既存株主から株式を取得した場合で このような考え方を前提とする限り、無償の贈 株主以外の株主も、株式の取得を通じて、当初 組合財産の分配としての株券等の取得につい 性に影響を及ぼすものではないと考えられる。 承継したものと評価することができる。 株主が出資を行ったことにより取得した地位を る」ことを理由にその有償性を肯定している。 よって取得した地位に対して行われるものであ て、「残余財産の分配は、組合に対する出資に なお、

(注一三) なお、仮に支配株主が現物配当により

係者の関係にある者からの買付け等について るとしても、一年間以上継続して形式的特別関 株券等を取得する行為が「買付け等」に該当す

は、公開買付規制の適用が除外されているため

〇) 一五二頁〔松尾直彦発言〕 開買付け・大量保有報告編】』(有斐閣、 て、 当の有償性を肯定する見解を示唆するものとし 七)七四頁。さらに、株式会社における現物配 規制について」証券取引法研究会編 ものとして中村聡 池田唯一ほか『金融商品取引法セミナー【公 ファンドの現物分配の有償性を肯定する (日本証券経済研究所、 「集団投資スキームに関する 『証券・会

(注一二) 金融庁が公表する「株券等の公開買付 れているともいい得るように思われる。 得ることから、基本的には取得者の意思に基づ は取得者の意思に基づく取引類型であるとい 他の有償の譲受け」として、「買付け」がその例 え方が採用されている(三井=土本・前掲(注 けに関するQ&A」問六においても、 く取引のみが 示として掲げられており、「買付け」は典型的に 一一)一八頁)。また、条文上も、 「買付け等」に該当すると想定さ 「買付けその 同様の考

> 注 当しないと整理している(三井=土本・前掲(注 できるに過ぎない場合\_ 合員が金銭により分配することを求めることが 組合員等が裁量により決定した場合に、 問六においても、「現物によることを業務執行 一) 一八頁)。 四 「株券等の公開買付けに関するQ&A は 「買付け等」 には該 当該組

(たにぐち・たつ(みやした・お やお

券報告書の提出義務 は、 |弁護士による「有価| 金商法 一四条一項関

第二回

(仮題)」

を予定しています

(編集部

## 法律相談室一の ご 案

-12月の定例法律相談日

弊会会員の方を対象とした「法律相談室」の開催について, 下記のとおりご案内いたします。 <12月> 12月6日(木) 12月20日(木)

いずれも午後2時からの開催を予定しています。法律相談日の1週間前までに質問内容を 事前に文書でご提出願い,弊会にお越しいただき,法律相談を行います(1件当たりの相談 時間は、30分~1時間以内。相談の秘密を厳守)。

《お問い合わせ先》

当するかどうかが問題となるのは、

な適用除外には該当しない、

限定的な状況の下

前記のよう

い現物配当ということになる

象とはならない。逆にいえば、「買付け等」に該

ている限り、

結果として公開買付規制の適用対

令三条)、当該取得行為がかかる要件を充足し

(金商法二七条の二第一項ただし書、

他社株府

公益社団法人商事法務研究会 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 会員サービス部 電話03-5614-5637 FAX03-5643-7186 電子メールsodan@shojihomu.or.jp